

大阪府の特定非営利活動促進法に基づく監督処分に関する基本的な考え方

平成 30 年 1 月

1. 特定非営利活動促進法における特定非営利活動法人の位置付け

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）は、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成 10 年 12 月に施行されました。

NPO法の大きな特徴は、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の活動について、「自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えに立ち、広範な情報公開制度を設けることによって広く市民によるチェックが行われること」とされています。

そのため、NPO法人に対する所轄庁の監督について、NPO法においては、

- ①設立の認証があった日から六月を経過しても登記しないときは、設立の認証を取り消すことができる。（NPO法第 13 条第 3 項）
- ②法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該疑いについて報告徴収等を行うことができる。（NPO法第 41 条第 1、2 項）
- ③認証の要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分もしくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、改善命令を行うことができる。（NPO法第 42 条）
- ④改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、設立の認証を取り消すことができる。（NPO法第 43 条第 1 項）

と規定し、行政による関与はなるべく抑制されるべきとされています。

2. 監督処分に関する基本的な考え方

しかしながら、NPO法人からの事業報告書等の未提出や設立認証後の登記未了などの不備も散見され、法人の自主性・自立性を期待してこのような状況を放置してしまうことはNPO法の理念を損なうことにもつながります。

これらのことを踏まえ、大阪府では、市民の監視が行き届かない、あるいは、誤解が生じるような状態を防ぐため、事業報告書等未提出の場合はNPO法に基づく過料事件通知を送付するなどの対応を行っています。

また、設立認証後の登記未了などNPO法に違反する場合、その他法令、法令に基づいてする行政庁の処分もしくは定款に違反し、又は運営が著しく適正を欠くと認められるときも、NPO法の監督に関する規定に基づき、適切に対応するものとします。